

船舶事故調査報告書

平成28年11月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

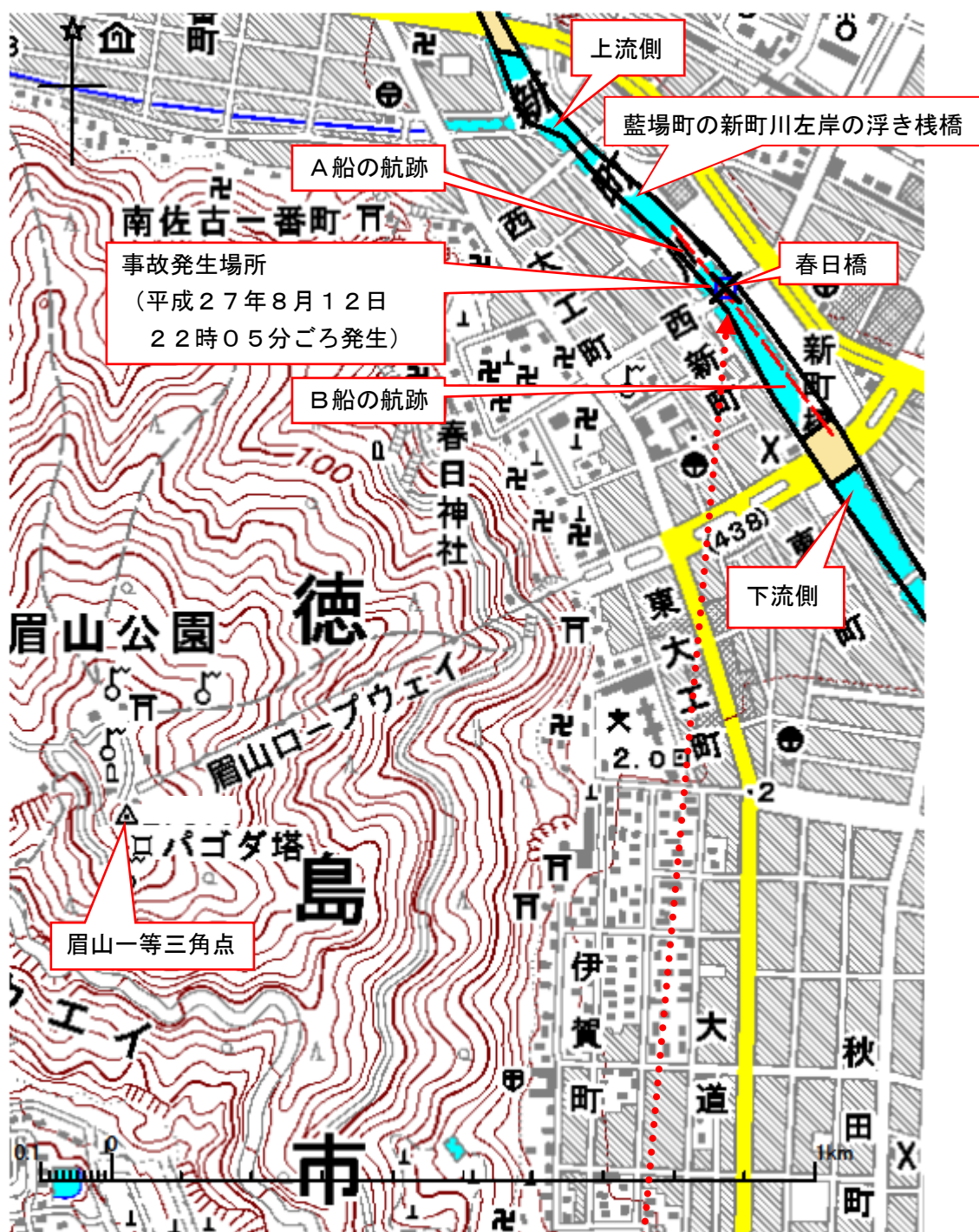
事故種類	衝突
発生日時	平成27年8月12日 22時05分ごろ
発生場所	徳島県徳島市の新町川（春日橋下） 眉山 ^{びざん} 一等三角点から真方位049° 1, 130m付近 （概位 北緯34° 04.4′ 東経134° 32.8′）
事故の概要	警戒船さくらは、南東進中、また、遊覧船クイーンリバーIVは、北西進中、両船が衝突した。 クイーンリバーIVは、乗客7人が軽傷を負い、右舷船首部外板等に凹損を生じ、また、さくらは、左舷中央部防舷材に凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 警戒船 さくら、1.7トン 280-43238 徳島、徳島県徳島市 8.46m (Lr) × 2.49m × 0.90m、FRP ガソリン機関、103.00kW、平成22年12月 B 遊覧船 クイーンリバーIV、1.0トン 242-29568 徳島、特定非営利活動法人新町川を守る会 6.75m (Lr) × 2.59m × 0.80m、軽合金 ディーゼル機関、84.60kW、平成19年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 31歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年11月25日 免許証交付日 平成25年11月25日 （平成30年11月24日まで有効） B 船長B 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年10月11日 免許証交付日 平成27年6月18日 （平成32年10月10日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 7人（乗客）

<p>損傷</p>	<p>A 左舷中央部防舷材に凹損及び曲損 B 右舷船首部外板及び両舷船首部の防舷材に凹損</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 水象：川面 平穏</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長Aほか甲板員2人が乗り組み、阿波おどりが開催されている新町川周辺の火災を警戒する目的で、平成27年8月12日22時00分ごろ徳島市藍場町の新町川左岸の浮き棧橋を発進し、下流に向かった。</p> <p>A 船は、約1.3ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で南東進中、22時04分ごろ、船長Aが、船首方約300mのところにB船の前照灯2灯を、続けて緑、紅2灯を視認し、両船が春日橋付近で行き会うことを認めたが、A船が先に春日橋の橋下を航行する態勢にあるので、B船が春日橋の下流側で停船してA船の通過を待つものと思い航行を続けた。</p> <p>A 船は、甲板員の1人が春日橋の手前で仮設マストを倒し、春日橋の橋下を航行中、船長Aが、B船が停止することなく接近するので、衝突の危険を感じて右舵を取ったが、22時05分ごろ、A船の左舷中央部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>B 船は、船長Bが1人で乗り組み、乗客7人を乗せ、ひょうたん島クルーズと称する新町川等の遊覧の目的で、22時03分ごろ徳島市南内町の新町川左岸の浮き棧橋を発進し、上流に向かった。</p> <p>B 船は、約7.3knの速力で北西進中、船長Bが、乗客が春日橋と接触しないか、乗客と橋桁下部との空間に注意を向けていたところ、船首至近にA船を認めて右舵を取り、機関を後進にしたものの、A船と衝突し、反動で藍場町側の橋脚に接触した。</p> <p>A 船及びB船は、両船の船長が損傷状況等を確認した後、それぞれの発進場所に戻り、船長Aが消防署に通報し、消防署から警察に連絡された。</p> <p>B 船の乗客全員は、病院で受診し、打撲と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船の春日橋航行時における仮設マストの状況、写真3 B船、写真4 下流からの春日橋方向の見通し状況、写真5 上流からの春日橋方向の見通し状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>春日橋は、徳島市藍場町と徳島市西船場町<small>にしせんば</small>の間に架けられ、2つの橋脚があり、橋桁の川面からの高さは約3mあり、西船場町側の橋脚が耐震工事中で、同橋脚の周囲には約1.5m離して鋼板による防護壁が設置されており、可航幅が約13mに狭められていた。</p> <p>A 船は、春日橋を航行する際、橋桁に当たらないようあらかじめ常設マストを倒し、すぐに倒せるマスト灯及び両色灯を備えた仮設マストを立てて航行し、同橋の手前では、仮設マストも倒して航行してい</p>

	<p>たので、A船の航海灯は前方の他船から見えにくい状況となっていた。</p> <p>船長Aは、本事故後、春日橋の橋下にA船がB船よりも先に進入し、通り抜けることができると思ったが、B船の航行速度が思ったよりも速く、先に通り抜けることができなかつたのは、夜間であつたので、目測を誤つたからだと思つた。</p> <p>船長Aは、橋の下に先に入つた船が優先と思つていた。</p> <p>ひょうたん島クルーズは、遊覧船でひょうたん島と称する徳島市の中心街をなす中州を囲む新町川、助任川などを周遊するもので、午前11時から40分毎に南内町の新町川左岸の浮き棧橋を上流に向かつて発進し、約30分掛けて時計回りに1周してゐた。</p> <p>船長Bは、日頃、春日橋の上流から船が来ることはないので、本事故当時も船は来ないと思つていた。</p> <p>船長Bは、本事故後、街や阿波おどりの明かりでA船の灯火が見えにくかつたのかもしれないと思つた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、新町川を南東進中、船長Aが、新町川の下流から反航するB船を認めた際、A船が先に春日橋の橋下に進入するので、B船が春日橋の下流側で停船してA船の通過を待つものと思ひ、B船に対する見張りを適切に行つてゐなかつたことから、橋脚間約13mの同橋下に進入してB船と衝突したものと考へられる。</p> <p>B船は、新町川を北西進中、船長Bが、新町川の上流から反航する船舶はいないものと思ひ、前方の見張りを適切に行つてゐなかつたことから、反航するA船に気付かずに春日橋の橋下に進入してA船と衝突したものと考へられる。</p> <p>船長Bは、街や阿波おどりの明かりでA船の灯火が見えにくかつたこと、A船が春日橋の手前で仮設マストを倒したこと、及び乗客が春日橋と接触しないか、乗客と橋桁下部との空間に注意を向けてゐたことから、A船に気付かずに航行した可能性があると考へられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、新町川において、A船が南東進中、B船が北西進中、船長Aが、A船が先に春日橋の橋下に進入するので、B船が春日橋の下流側で停船してA船の通過を待つものと思ひ、B船に対する見張りを適切に行つておらず、また、船長Bが、新町川の上流から反航する船舶はいないものと思ひ、前方の見張りを適切に行つてゐなかつたため、両船が衝突したことにより発生したものと考へられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考へられる。</p>

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・夜間、行き会うことに注意を要する場所に進入する場合は、速力を落とし、見張りを適切に行うこと。 |
|--|---|

付図1 事故発生経過概略図



国土地理院 2万5千分の1地形図使用

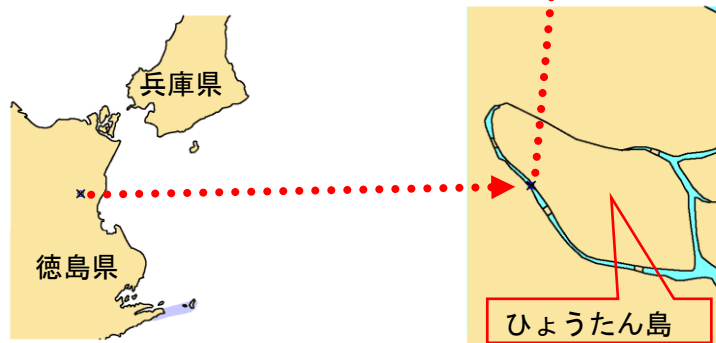


写真1 A船



写真2 A船の春日橋航行時における仮設マストの状況

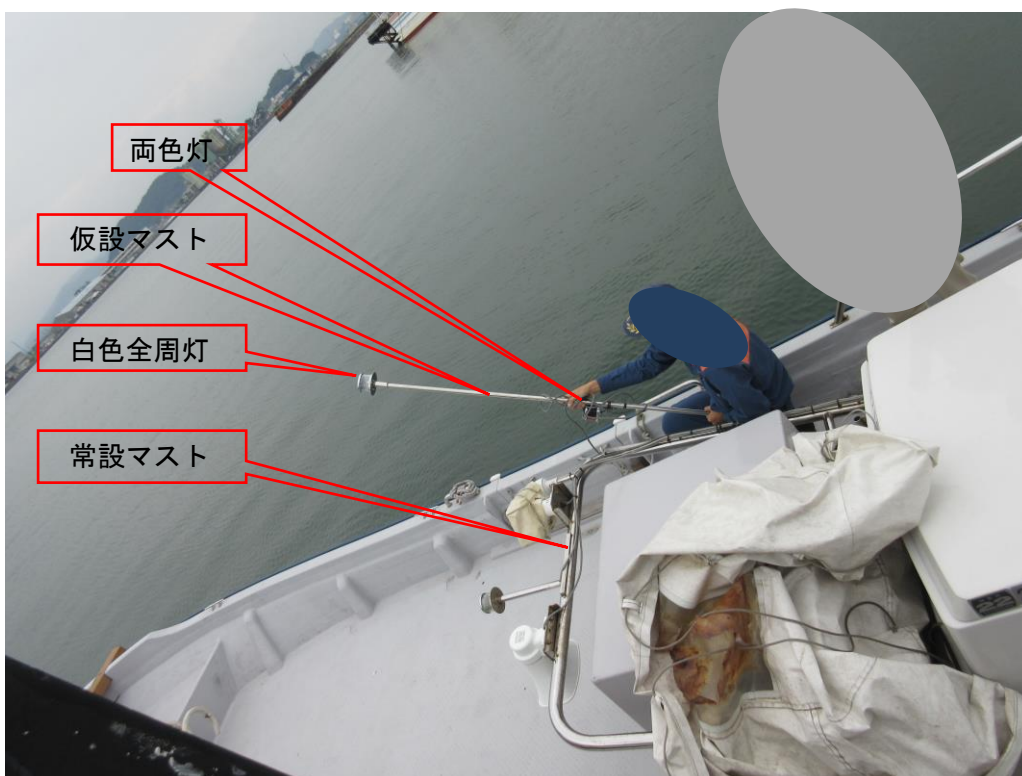


写真3 B船



写真4 下流からの春日橋方向の見通し状況



写真5 上流からの春日橋方向の見通し状況

